

高次脳機能障害を持つ方や そのご家族の方へ

～知ってほしい制度と社会資源～



高次脳機能障害とは

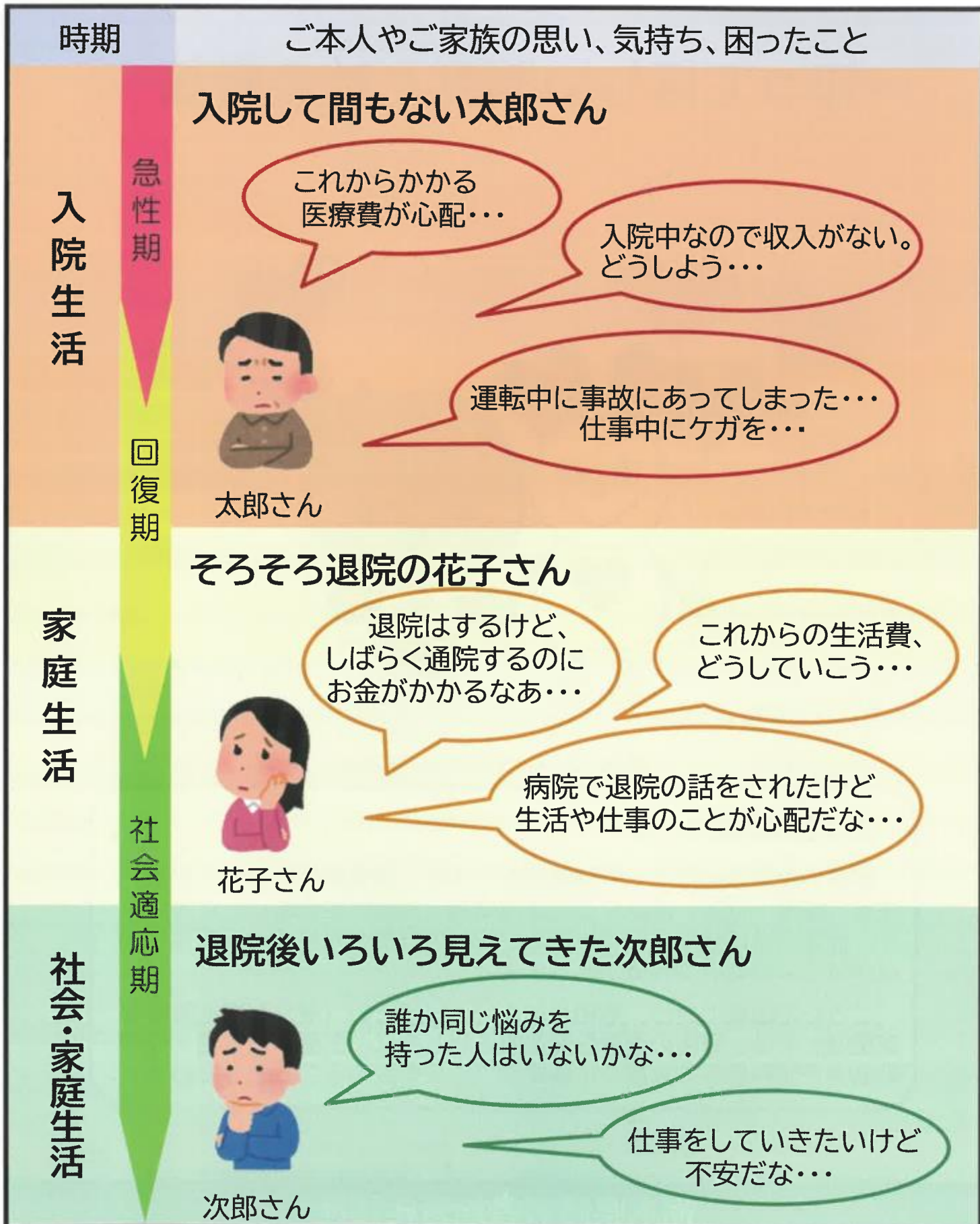
事故や病気などによって脳が損傷すると、損傷部位によって記憶・注意・思考・行為・言語などの認知機能に障害が生じることがあります。外見からは分かりにくいいため、周囲の理解を得にくく、支援につながりにくいという特徴があります。

こうした困難に対し、令和8年4月1日施行の「高次脳機能障害者支援法」では、障害の理解を促進するとともに、医療から生活・社会参加まで切れ目なく支援できる体制づくりを進めることとしています。

高次脳機能障害を持つ方やそのご家族の方へ

ほとんどの方は突然の事故や病気(脳卒中など)でショックを受けると同時に、医療費やこれからの生活のことで心配をされます。ここでは、入院時から、様々な時期に利用できる可能性のある制度についてご紹介します。

利用するためには、それぞれに利用要件がありますので、医療機関のソーシャルワーカーやお住まいの市町窓口にご相談下さい。





入院して間もない太郎さん

医療費(入院)について

高額療養費制度 問合せ先：公的医療保険（健康保険組合、全国健康保険協会(県支部)、市町(国保)、県後期高齢者医療広域連合、共済組合など)

月額医療費自己負担のうち、限度額を超えた分が後日の請求で戻ってくる制度です。医療費が高額になっても事前に限度額適用認定書（70歳以上75歳未満は高齢受給者証。ただし所得により同認定書が必要になる場合があります）を医療機関の窓口で提示すれば、限度額までの支払いとなります。
※限度額適用認定書の交付を受けるには、加入している公的医療保険への申請が必要です。

できれば入院した日に問合せ先へ連絡しましょう！



その他の制度として、重度障害者医療費助成制度（市町）、加入している健康保険組合独自の付加給付、生命保険（医療保険）による入院保障などがあります。対象や給付内容は、市町や組合、保険によって異なります。

仕事ができない時の収入について

傷病手当金 問合せ先：公的医療保険（健康保険組合、全国健康保険協会(県支部)、共済組合など)

病気やケガで連続して3日以上休んだ場合、4日目から最高で1年半の間、給料の3分の2が支給されます。国民健康保険加入者は対象外です。

労働災害の場合は、労災保険が適用されます。

交通事故の場合は、加害者の自賠責保険で休業補償をしますが、過失割合によっては、健康保険を適用することもあります。

仕事中(通勤中)での病気・ケガの場合

労働者災害補償保険 問合せ先：会社の労務担当者、労働基準監督署

業務中の事故および通勤途上の事故等には労働者災害補償保険（労災）が適用される可能性があります。

療養給付：医療費は10割給付のため自己負担はありません。症状固定後（治癒後）は支給されません。

休業給付：労災により治療中の場合には給料の8割が支給されます。

障害給付：症状固定後（概ね初診日から1年6か月後）に障害が残った場合、障害の程度により障害年金、障害一時金が支払われます。

その他：介護給付やアフターケア（症状固定後の受診に係る給付）等があります。

交通事故によるケガの場合

自動車保険（自賠責） 問合せ先：各保険会社

＜傷害の治療にかかる費用＞

自動車賠償補償責任保険（自賠責）では、傷害の治療にかかる費用（医療費・休業補償・慰謝料など）について、120万円まで補償されます。

＜後遺障害に対する補償＞

後遺障害が残った場合、障害の程度により最高で4,000万円の賠償金が支払われます。

なお、被害者に重大な過失があった場合は減額されます。

自動車保険（任意） 問合せ先：各保険会社

自賠責保険の限度額を超過した部分について、任意保険から賠償金が支払われます。内容は加入している保険によって異なります。



そろそろ退院の花子さん

医療費(外来)について

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療） 問合せ先：市町

自立支援医療制度は心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。自己負担は原則として1割（所得に応じて上限額の設定等）となりますが、それぞれの制度によって、対象の内容がこととなります。

安心した生活のために

障害者手帳 問合せ先：市町

一定の障害にあることの証明となり、手帳の種類や障害の程度により各種税金や公共料金等の優遇（控除や減免）、公営住宅入居の優遇等のサービスを受けられます。

○手足の麻痺や言語障害（失語症）
など身体の障害が残った場合



身体障害者手帳

申請には、指定医の診断書が必要です。

○手足の麻痺などがほとんどなく
高次脳機能障害だけが残った場合



精神障害者保健福祉手帳

申請には、診断書が必要です。
初診日から6か月以上経つと申請できます。

○18歳以前の受傷や病気などにより
知的発達に障害が生じた場合



療育手帳

申請後、所定の機関で判定を受けます。

障害福祉サービス等 問合せ先：市町

★自立支援給付

- <介護給付> ホームヘルプ、生活介護（通所）、短期入所、障害者支援施設（入所）など
- <訓練等給付> 就労や自立生活等に向けた訓練サービス。就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など
- <自立支援医療> 精神科への継続通院等の医療費の支給など（「医療費(外来)について」を参照）
- <補装具費支給> 身体障害者の補装具購入に係る費用の支給

★地域生活支援事業

- <相談支援事業> 障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種福祉サービスの利用などについて支援を行います。
- <地域活動支援センター> 通所による創作活動や交流の場を提供し、日中の活動場所（居場所）として利用できます。

障害者総合支援法と介護保険の関係

介護保険の対象となる場合には、原則として、介護保険サービスの利用が優先されます。ただし、介護保険にないサービス（就労移行支援など）を利用する場合には、障害者総合支援法のサービスを利用することができます。担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談をしましょう。



介護保険サービス 問合せ先：市町

65歳以上（40～64歳の方は脳血管疾患などの特定疾病のある方）で要支援1又は2と認定された方は介護予防サービスを、要介護1～5と認定された方は居宅サービス及び施設サービスを利用することができます。

- <居宅サービス> デイサービス、ホームヘルプ、短期入所、福祉用具貸与など
- <施設サービス> 介護老人福祉施設、介護老人保健施設などへの入所
- <地域密着型サービス> グループホーム、小規模多機能型居宅介護など
- <介護予防（サービス・事業）> 地域包括支援センターが行う予防支援など

障害が残った時の年金について

障害基礎年金 問合せ先：市町 障害厚生（共済）年金 問合せ先：年金事務所

- ・障害基礎年金は年金加入者（国民・厚生・共済）が対象となります。障害の程度（1～2級）に応じて支給されます。20歳前の障害の場合は、20歳から支給されます。
- ・厚生（共済）年金加入者の場合、障害基礎年金+上乗せ分（障害厚生年金）が支給されます。3級の場合は障害厚生年金のみの支給となります。なお、3級に該当しない場合でも、障害手当金（一時金）が支給される場合があります。



障害基礎年金・障害厚生年金ともに、症状が固定（概ね初診日から1年6カ月後）されてから申請します。受傷・発症時等に保険料の滞納があると受給できない場合があるので良く確認しましょう。

20歳未満に初診日がある場合は、20歳到達日または障害認定日のいずれか遅い日に障害等級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。

労働者災害補償保険

問合せ先：会社の労務担当者、労働基準監督署

障害給付：症状固定後（概ね初診日から1年6カ月後）に障害が残った場合、障害の程度により障害年金（1～7級）、障害一時金（8～14級）が支払われます。

その他：介護給付（1～2級）やアフターケア（1～9級・症状固定後の受診に係る給付）等

退院後いろいろ見えてきた次郎さん

本人や家族が分かち合うために

当事者・家族団体 問合せ先：とちぎ高次脳機能障害友の会

高次脳機能障害の当事者やそのご家族、支援者等が集まり、仲間との交流や障害の理解・対応方法などを学ぶため、学習会や談話会を行っています。

職場復帰や就労を考えるときに

公共職業安定所（ハローワーク） 問合せ先：各ハローワーク

就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

障害者職業センター 問合せ先：栃木障害者職業センター

障害者に対して、職業能力・適性の評価をはじめ、障害の種類・程度に応じた職業相談や就職後のアフターケアなどを行っています。また、事業主に対しても支援を行っています。

障害者就業・生活支援センター 問合せ先：各障害者就業・生活支援センター（県内6カ所）

障害者やそのご家族からの就労に関する相談、障害者を雇用している事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行っています。

財産管理などを考えたときに

日常生活自立支援事業 問合せ先：とちぎ権利擁護センター（あすてらす）

高齢の方や障害のある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、支援を行っています。

成年後見制度 問合せ先：家庭裁判所、県社会福祉協議会など

成年後見制度は、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。

どこに相談すればいいの？

障害の程度や原因、年齢などによって利用できる制度やサービスは異なるため、まずは、医療機関のソーシャルワーカーやお住まいの市町窓口にご相談ください。

栃木県では、高次脳機能障害支援拠点機関を設置しており、高次脳機能障害者やそのご家族からの相談に応じていますので、お困りの際にはご相談ください。

また、家族・当事者団体では、悩みや不安を共有したり意見交換をしながら、ご本人を支えるご家族を支援しています。

相談内容		相談窓口	連絡先
総合的な相談	(高次脳機能障害支援拠点機関)	県障害者総合相談所	028-623-6114
主に医療的な相談	(高次脳機能障害支援拠点機関)	栃木県立リハビリテーションセンター	028-623-7254
		足利赤十字病院	0284-21-0121
		国際医療福祉大学病院	0287-37-2221
		栃木県医師会塩原温泉病院	0287-32-4111
		真岡中央クリニック	0285-82-2245
		リハビリテーション花の舎病院	0280-57-1200
精神保健福祉に関する相談		県精神保健福祉センター	028-673-8785
		県健康福祉センター	最寄りの健康福祉センター
障害に関する総合的な相談 障害福祉サービス、自立支援医療、 障害者手帳、各種手当等	市役所・町役場		障害福祉担当課・保健センター
介護保険に関する相談			介護保険担当課
障害基礎年金・高額療養費に関する相談			国民年金・国民健康保険担当課
障害厚生年金に関する相談	年金事務所		最寄りの年金事務所
障害者の地域生活に関する相談	基幹相談支援センター または委託相談支援事業所		各市町の障害福祉担当課
介護保険に関する相談	地域包括支援センター		各市町の介護保険担当課
就労に関する相談	公共職業安定所（ハローワーク）		最寄りのハローワーク
	栃木障害者職業センター		028-348-3216
	障害者就業・生活支援センター		最寄りの就業・生活支援センター
学校教育に関する相談	市町教育委員会		学校教育担当課
	県総合教育センター		028-665-7210または7211
交通事故に関する相談	県広報課県民プラザ室（交通事故相談）		028-623-2188
	日弁連交通事故相談センター栃木相談所 （栃木県弁護士会）		028-689-9001
	ナスバ 交通事故被害者ホットライン		0570-000738 または03-6853-8002
成年後見制度に関する相談	宇都宮家庭裁判所		028-621-4854
	成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部（栃木県司法書士会）		028-632-9420
	ぱあとなあとちぎ（栃木県社会福祉士会）		028-623-0810
	栃木県弁護士会		028-689-9001
	栃木県社会福祉協議会		028-621-1234
日常生活自立支援事業に関する相談	とちぎ権利擁護センター「あすてらす」 （栃木県社会福祉協議会）		028-621-1234 または最寄りの地区センター
家族・当事者団体	とちぎ高次脳機能障害友の会		090-8726-5007 またはメール info@tochigikoujinou.sunnyday.jp



リーフレットの作成にあたり、とちぎ高次脳機能障害友の会のご協力をいただきました。

発行 栃木県障害者総合相談所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
TEL 028-623-6114 FAX 028-623-7255

栃木県高次脳機能障害支援拠点機関

検索